

但シ一ヶ月ニ滞タザル場合ハ月割トス

二 弁声映画上映ニ伴ヒ解職スル場合ハ勤続手当ノ外ニ解職手当トシテ最低月俸ノ六ヶ月分ヲ支給スルコト

三 会社ハ故ナク転勤転職ヲ為ザルコト

四 配当祝儀ノ件ハ日治ハ現状ノ通りトシ日興ハ之レニ準ス可ク考慮スルコト

五 痲氣 不幸ニ依ル致勤メ場合ハ三ヶ月迄月俸全額ヲ支給スルコト

六 館ノ転賃譲渡ニ依ル従業員ノ引継ニ関シテハ特ニ考慮スルコト
尚三田日治 新宿館ノ従業員ハ争議解決ト同時ニ引取ルコト

七月最低二回ノ公休ト夏期五日以上ノ休暇ヲ與フルコト

ハ 女子従業員ノ日給制ヲ月給制ニ改正スル件ハ二ヶ月後実行スルコト

九 樂器修繕費及消耗品ハ会社ニ於テ負担シ時局外ノ手当ハ之ヲ支給スルコト

一〇 婦人従業員ノ休憩部屋ノ改善ノ件ハ善処スルコト

二 争議中ノ給料ハ全額支給スルコト

一 争議解決ニ当リ金一封(七千五百円)ヲ支給スルコト

二 本争議ニ依ル犠牲者ハ出サザルコト

以上

昭和七年五月十日

日本活動写真株式会社

取締役支配人

原 田 伊 雄

日本興行株式会社

専務取締役

高 瀬 盛 昌

日活従業員代表

谷 天 郎

日興従業員代表

長 谷 川 潔 洋

日東地方評議會代表

飯 田 吾 平

日東労働者組合代表

中 田 惣 寿

調 停 者

藤 沢 喜 久 郎